

平成 30 年 2 月 23 日
佐 賀 地 方 気 象 台

～ 霜注意報の発表について ～

平成30年3月1日(木)以降の晩霜を対象に霜注意報の発表を行います。

佐賀地方気象台では、晩霜による農作物の被害が予想されることから霜注意報の運用を例年より早め、3月1日以降を対象として発表します。

なお、3月1日に霜のおりのおそれがある場合は、前日の2月28日に霜注意報を発表することとなります。

(例年は、3月15日以降の晩霜を対象としています。)

【参考資料】遅霜に対する霜注意報の運用開始日(九州・山口県)

県名 (一次細分区域名)	通常	今年(平成30年)	
山口県	3月20日から	変更なし	
福岡県	3月15日から	変更なし	
佐賀県	3月15日から	3月1日から	
長崎県	(北部、南部、五島)	3月15日から	変更なし
	(壱岐・対馬)	3月20日から	変更なし
熊本県	3月20日から	3月15日から	
大分県	3月20日から	変更なし	
宮崎県	3月20日から	変更なし	
鹿児島県 (薩摩、大隅)	3月10日から	3月1日から	

鹿児島県種子島・屋久島地方および奄美地方の霜注意報の実施期間は設定していません。
早霜、晩霜に対する霜注意報の実施期間については、農作物の発芽・生育等を考慮しています。

問い合わせ先：佐賀地方気象台調査官
電話：0952-32-7026